

## なぜぱんの木なの？

ハワイには「パンの木の神話」がたくさんあります。その一つに次のような神話があります。

むかし、人の姿をした神が何人もいました。神の一人、クーはごく普通の男として、ハワイ島の一人の女性と結婚し、この島に住み、土地を耕し、妻や子どもたちと生活をしていました。

数年が経ち、飢饉(ききん)(※)が訪れ、海から山まで島中の人々が飢えと病気に苦しんでいました。クーの家族も飢えに苦しんでいました。クーの子ども達も食べ物を欲しがり、妻はすすり泣きました。「子ども達の食べ物を持ってこようか？でも、きっと長い、長い旅になるだろう」とクーは妻に言いました。

「戻ってくるのでしょうか？」妻は不安げに彼に尋ねました。

「もしも出かけたなら、二度とは戻れないだろう」彼は答えました。

妻は彼にすがりつきました。「ああ、行ってはいけません！」彼女は言いました。けれども、子ども達が食べ物を求めて泣き叫ぶと彼女は再び夫の元に行き、「子ども達が苦しんでいるのを見ていられません。」と、やっとの思いでそれだけを言いました。クーは妻の気持ちを受け止め、その晩畑に出てくるよう妻に言いました。

クーは妻に悲しい別れを告げると畑に逆立ちをし、地面にもぐりこみました。妻は悲しくて、土の中にもぐってしまった夫を思い毎日泣き、その涙は土にこぼれ落ちました。

その後…。クーのもぐったところから芽が出て木が成長し、その木に果実がたくさんなりました。イム(※)が焚かれ、熟した実が焼かれました。食べてみると、とてもおいしいものだとなりました。妻と子ども達は夫の生まれ変わりの木になった果実をおなかいっぱい食べることができました。今では果実が家の中にたくさんあり、近所の人々に分けてあげるのにも十分なほどになりました。しかし、その実はクーの家族だけしか摘むことはできません。他の誰かが取ろうとすると、樹は後ずさりして地面に隠れてしまうのです。芽が生えてくると家族はそれを摘み取り、友達や近所の人々に分けました。

「これを植えなさい。そうすれば、あなたの所にも実が実りますよ」。そうやって、パンノ木は、ハワイの島中に広がったのです。

※飢饉(ききん)・・・農作物が育たず人々がおなかをすかせること

※イム・・・地面に穴を掘り熱い石を並べ、食材を乗せて蒸し焼きにするハワイ式かまど

この話はハワイの神話です。

私はこの物語の中から「親が子どもを思う計り知れない愛情の深さ」を強く感じました。

株式会社 MTH にて「障がい者ライフサポート パンの木」を行うにあたり、「子を思う親の心」+「安心して食生活が営める環境」を作っていきたいと思えます。

一見、パン屋さんと間違えてしまいそうですが、事業を取り組むにあたり私達の活動には、「パンの木」という名前が適していると感じました。

株式会社 MTH の障がい者ライフサポート「パンの木」は、物語のような子を思う親の気持ちで就労継続支援事業や移動支援事業を行ってまいります。

株式会社 MTH 代表取締役 安田 智考

障がい者ライフサポート

ぱんの木

YASUDA GROUP



株式会社 MTH (事業所番号 1463400265)

移動支援サービス

HOLO HOLO

☎ 045-360-1551

横浜市瀬谷区阿久和西1-7-3グレイス詩香1F

詳しくは HP → <http://pannoki.co.jp>

障がい者ライフサポート

ぱんの木

就労継続支援 B 型事業所

ぱんの木

# 横浜市 障害者 移動 支援 事業 について

## 障害者移動支援とは？

単独で外出が困難な障がい者に対して、ガイドヘルパーが付き添うことで、障害者の自立と社会参加を促進する事業です。

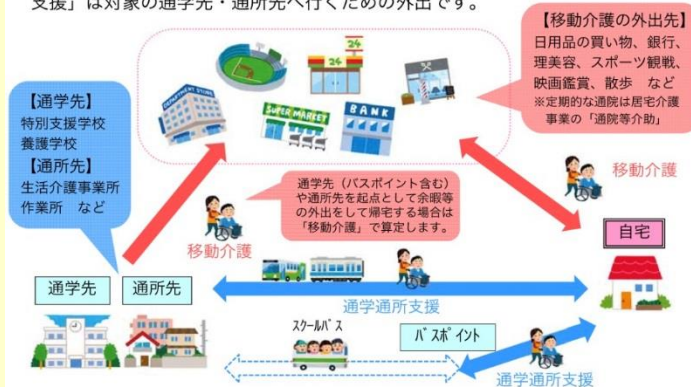
### サービス開始までの流れ

#### 支給決定からサービス開始までの流れ

- ① 利用者は区に「申請書」を提出  
※移動支援事業と併せて他の障害福祉サービスを利用する場合は、①の申請後、「サービス等利用計画案」を区に提出（相談支援事業所や利用者が作成）
- ② 区は支給決定を行い、利用者に「受給者証」を発行
- ③ 利用者が事業者を選択して連絡（区で代行する場合あり）
- ④ 利用者と事業者で事前調整  
・「受給者証」の確認  
・契約書、重要事項説明書等の取り交わし  
・利用目的の確認、サービス実施日程等の調整  
※事業者は必要に応じてADL票を区から取り寄せる
- ⑤ 移動支援サービス開始

### 移動介護と通学通所支援

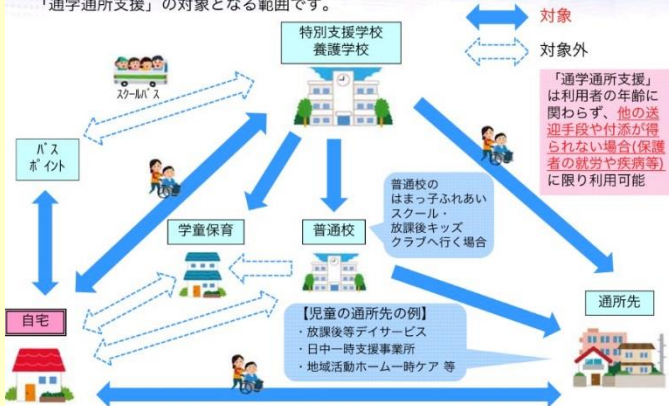
「移動介護」は必要不可欠な外出や余暇活動等のための外出で、「通学通所支援」は対象の通学先・通所先へ行くための外出です。



**障害をお持ちの方でお困りの方は、下記の連絡先までご連絡ください。**

### 通学通所支援の対象範囲

「通学通所支援」の対象となる範囲です。



### 利用者負担額と代理受領通知

#### 利用者負担額

原則 1 割負担・・・利用者本人が属する世帯の課税状況によって決定します。

世帯の課税状況 (利用者負担階層)	負担額
生活保護 (01)	無料
市民税非課税 (02・03)	無料
市民税課税 (04・05)	1 割負担

※ ( ) 内の数は受給者証の (六) 頁の利用者負担階層欄に記載される番号です。  
※ 横浜市では、他の障害福祉サービス等と合わせた負担上限月額があります。  
※ 利用者負担額の徴収は、移動支援事業よりも障害福祉サービス事業が優先されます。  
※ 利用者負担額が発生するのは、利用者負担階層が「04・05」になっている方のみです。それ以外の利用者負担階層の方は、移動支援事業のサービス提供に係る利用者負担額は無料です。

#### 代理受領通理

横浜市から移動支援事業に係る地域生活支援サービス費の支給を受けた場合は、利用者負担額の有無に関わらず、利用者等に対し地域生活支援サービス費の額の通知が必要です。(=代理受領通知) ※ 事業者への支払いは神奈川県保連に委託しています。

株式会社MTH (事業所番号 1463400265)  
**移動支援サービス**  
**HOLO HOLO**  
**☎ 045-360-1551**  
横浜市瀬谷区阿久和西1-7-3グレイス詩香1F

詳しくは HP → <http://pannoki.co.jp>

